

建設キャリアアップシステム事業者登録

～ 準備書類等チェックリスト ～

事業者名

※証明書類は1枚ずつ、鮮明な状態で取得してください。

ネット申請の場合、JPG/JPEG形式でご準備ください。認定登録機関(紙申請)の場合、A4サイズでご準備ください。

項目		証明書類等	通数	確認
1	事業者証明書類	建設業許可がある場合 下記書類のいずれか1点（写し）。 ☐ 建設業許可通知書 ☐ 建設業許可証明書	1	
		建設業許可がない場合 【法人事業所】の場合、下記書類を提出（写し）。いずれも公印が必要。 直近の下記1点。 ☐ 確定申告書控 →ネット申請の際は、資本金確認書類の提出箇所にも同書類を再度登録してください。 もしくは、直近の下記2点。 ☐ 法人事業税の納税証明書・・税務署 ☐ 履歴事項全部証明書・・法務局 →ネット申請の際は、資本金確認書類の提出箇所にも履歴事項全部証明書を再度登録してください。 ※事業開始後まもなく法人税の納付時期を迎えていない場合は、履歴事項全部証明書のみの登録してください。 【個人事業主】【一人親方】の場合、直近の下記書類のいずれか1点（写し）。公印が必要。 ☐ 所得税の確定申告書※1（事業による申告に限る） ☐ 事業税の納税証明書・・税事務所 ☐ 個人事業の開業届 →ネット申請の際の資本金確認欄は、資本金額0円、添付書類無でも構いません。	1or2	
		【個人事業主】【一人親方】の場合、直近の下記書類のいずれか1点（写し）。公印が必要。 ☐ 所得税の確定申告書※1（事業による申告に限る） ☐ 事業税の納税証明書・・税事務所 ☐ 個人事業の開業届 →ネット申請の際の資本金確認欄は、資本金額0円、添付書類無でも構いません。	1	
2	社会保険	【協会けんぽ（全国健康保険協会）加入】の場合、直近の保険料の支払いが確認できる下記書類のいずれか1点（写し）。（※2も同様） ☐ 領収日付印がある領収証書 ☐ 保険料納入告知額・領収済額通知書 ☐ 社会保険料納入確認書・・年金事務所長が発行 ☐ 社会保険料納入証明書・・厚生労働省 ☐ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書※3 →加入状況「有」になります。	1	
		【健保組合（組合管掌健康保険）加入】の場合、直近の ☐ 組合管掌健康保険の保険料の領収証書（写し） →加入状況「有」になります。	1	
		【健保適用除外事業所】「建設国保」等の国民健康保険組合に加入して厚生年金に加入の場合、下記書類のいずれか1点（写し）。 ☐ 健保適用除外承認証・・年金事務所 ☐ 建設国保の加入証明・・国民健康保険組合又は所属組合発行 →加入状況「適用除外」コード：001（健保適用除外承認済）」になります。	1	
		【5人未満個人事業所】【一人親方】の場合、書類を省略可能。 →加入状況「適用除外」コード：002（5人未満個人事業所）」になります。 ネット申請時、書類を省略する場合は、事業所整理記号以降を選択・入力しないでください。	—	
3	年金保険	【厚生年金に加入】の場合、直近の保険料の支払いが確認できる下記書類のいずれか1点（写し）。※協会けんぽ加入と同じ書類で可。 ☐ 領収日付印がある領収証書 ☐ 保険料納入告知額・領収済額通知書 ☐ 社会保険料納入確認書・・年金事務所長が発行 ☐ 社会保険料納入証明書・・厚生労働省 ☐ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書※3 →加入状況「有」になります	1	
		【5人未満個人事業所】【一人親方】の場合、書類を省略可能。 →加入状況「適用除外」コード：021（5人未満個人事業所）」になります。 ネット申請時、書類を省略する場合は、事業所整理記号以降を選択・入力しないでください。	—	

～ 準備書類等チェックリスト ～

事業者名

※証明書類は1枚ずつ、鮮明な状態で取得してください。

ネット申請の場合、JPG/JPEG形式でご準備ください。認定登録機関(紙申請)の場合、A4サイズでご準備ください。

項目		証明書類等	通数	確認
4	社会保険	雇用保険 【雇用保険加入】の場合、下記のいずれか1点（写し）。 ☐ 雇用保険適用事業所設置届事業主控 ☐ 「労働保険概算・確定保険料申告書」控え ※ 所掌が「3」のもの ☐ 保険料の納入に係る「領収済通知書」等 ※ 所掌が「3」のもの	1	
		【従業員無し】の場合、証明書類不要 ➡加入状況「適用除外」コード：041（従業員無し）」になります	—	
5	労災保険等	建設業退職金共済 ☐ 共済契約者証 ☐ 建設業退職金共済制度加入証明	0or1	
6		中小企業退職金共済 「加入」の場合、下記1点（写し）。 ☐ 中小企業退職金共済制度加入証明書（写し）	0or1	
7		労災保険特別加入 【個人事業主】【一人親方】で、「加入」の場合、下記1点（写し）。※法人の場合は無。 ☐ 労災保険特別加入証明書（写し） ・ ・ 労働保険事務組合が発行	0or1	
8	同意書	ネット申請の場合 自社申請の場合、不要（システム上で、利用規約等のご確認、同意をいただきます）。 代行申請の場合、右肩に「インターネット申請専用」と記載のある下記3点。いずれも署名または記名押印が必要。 ☐ 代行申請同意書 ☐ システム利用規約同意書 ☐ 個人情報の取り扱い同意書	0or3	
		認定登録機関（紙申請）の場合 自社申請の場合、下記1点。署名または記名押印が必要(認定登録機関の指定用紙)。 ☐ システム利用規約同意書（個人情報の取り扱い含む） 代行申請の場合、下記2点。いずれも署名または記名押印が必要(認定登録機関の指定用紙)。 ☐ 代行申請同意書 ☐ システム利用規約同意書（個人情報の取り扱い含む）	1or2	

※1 所得税の確定申告書の場合は個人番号を必ずマスキングしてください

※2 従業員に「協会けんぽ」加入者と適用除外承認を受けて「国保組合」に加入するものが混在する場合、「協会けんぽ」加入として申請してください。（転職して入社したばかりで、他事業者の任意継続の協会けんぽ加入者のみしかいない場合は、「国保組合」で申請してください。）

※3 社会保険の証明書類(写し)に申請者以外(社員等)の個人情報(氏名、生年月日等)が記載されている場合は、申請に不要な部分をマスキングして(塗りつぶして)ください。申請者以外の情報が記載された証明書類(写し)は、証明書類として受付ません。

※ 社会保険の各加入状況で「無」を選択の場合、証明書類は不要です。

※ 登録にあたっては、CCUSHP「<https://www.ccus.jp/p/support>」において、

下記資料を参照しながら、申請していただきますようお願いします。

○インターネット申請ガイドス 事業者登録 ➡ ネット申請における手順を画面遷移とともに記載しています。

○証明書類見本一覧 事業者編 ➡ 準備書類の見本(図付き)を記載しています。

(本チェックリストに記載のない準備書類の記載もあります。)

○登録申請書コード表 ➡ 適用除外時、所属団体等におけるコード一覧を記載しています。

○代行申請同意書 ➡ 項目8 代行申請同意書がダウンロードできます。

(事業者IDでログイン後「710_代行申請」→「10_同意書様式取得」からもダウンロード可。

○上記資料を参照し、不明な点があれば、FAQ(良くあるお問い合わせ)をご参照ください。

(https://secure.okbiz.okwave.jp/faq-ccus/?site_domain=default)